

関係事業所 各位

一般財団法人日本消防設備安全センター
製品認証部長 徳 留 壽 一

消費税法改正に伴う対応に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当安全センターの事業運営につきましては、平素から格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび消費税法改正に伴い、申請時の手数料における消費税の取り扱いについて、下記の通り対応させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。

内容をご確認いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

令和 元 年 9 月

記

- ・ 申請日が9月30日までの個別認定申請書について
手数料規程に記載されている金額 × 消費税8%
- ・ **申請日が10月1日以降**の個別認定申請書について
手数料規程に記載されている金額 × 消費税10%
- ・ 新規型式及び性能確認試験の申請について（立会試験が9月までに行われるもの）
手数料規程に記載されている金額 × 消費税8%
- ・ 新規型式及び性能確認試験の申請について（**立会試験が10月以降**に行われるもの）
手数料規程に記載されている金額 × 消費税10%

上記取扱いにつきまして、ご不明な点等ありましたら下記担当までご連絡をお願いいたします。

担当 製品認証部 守屋
moriyah@fesc.or.jp
TEL 03-3501-7930
FAX 03-3501-7903